

シリーズ

「わがまちの下水道」

第6回（最終回）

今後の下水道経営のあり方

- 1．下水道経費の負担について
- 2．経費負担の割合について
- 3．まとめ

1. 下水道経費の負担について

汚水私費の原則

下水道の汚水処理にかかる経費は、公費で負担する部分を除き、私費（使用料）で負担すべきものとされています。これは、排出した者が負担すべきという原因者負担の考え方です。

（公費負担すべき経費の例 … 国の定める基準による）

- ・高度処理に要する経費

環境基準の達成や維持等の行政目的のために実施している汚水処理で、下水道法等で要求される下水の処理基準を上回るレベルの処理を実施している部分の経費。

- ・使用者の急激な負担を軽減するための経費

下水道が長期的な先行投資的事業であることから、資本費の負担をそのまま使用者に求めると、負担が急激な増となるため、これを緩和するために補填する経費。

これらは、一般会計から特別会計への繰出金（繰入金）という形で負担されます。そこで、単に不足を補うための繰入金と区別するために、上記のような基準にあった繰入を基準内繰入、それ以外の繰入を基準外繰入といたします。

使用料対象経費

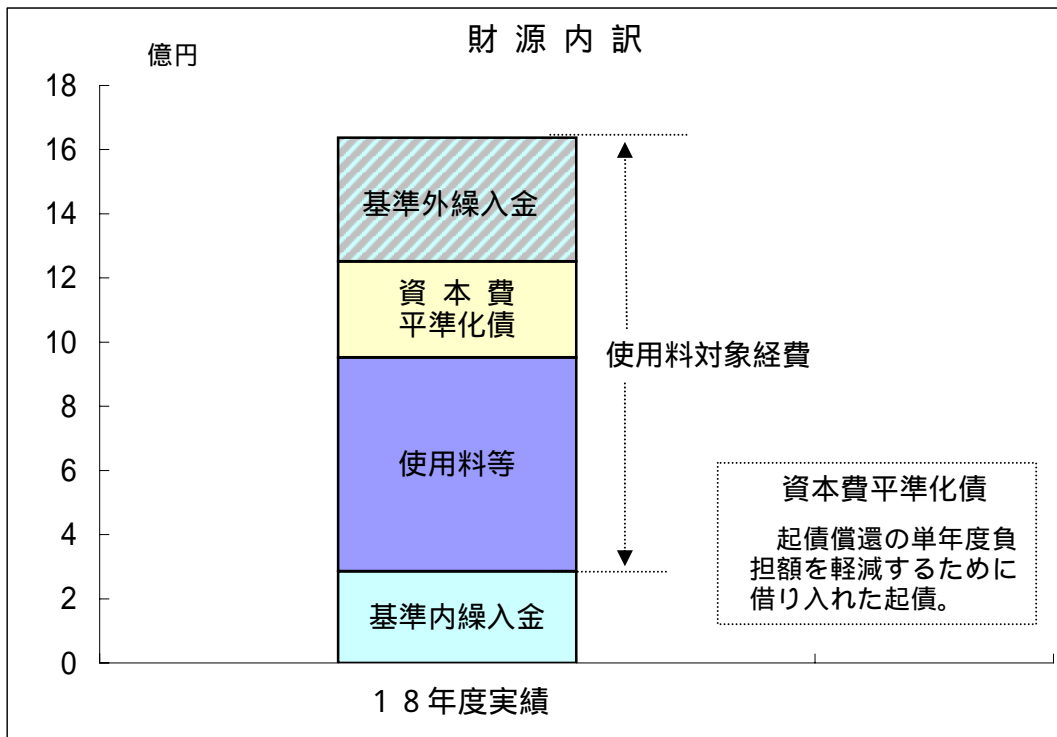
上記の公費負担すべき経費を除いた汚水処理にかかる経費は原則通り使用料でまかなわれるべきで、その経費を使用料対象経費と言います。

では、本市の場合、この使用料対象経費に対して、実際の使用料収入はどれくらいでしょうか。

2. 経費負担の割合について

平成18年度における維持管理費の財源をみると以下のとおりとなります。

基準内繰入金が公費で負担すべき部分、それ以外が使用料で負担すべき部分（使用料対象経費）です。使用料対象経費に対して使用料収入は約半分で、不足分については資本費平準化債（起債）と基準外繰入金に依存している状態が分かります。



(千円)

18年度実績	
財源総額	1,637,057
使用料等	666,687
資本費平準化債	300,000
基準内繰入金	285,018
基準外繰入金	385,352
使用料単価 (使用料収入 / 有収水量)	89.3 円/m ³

< 参考 >

現在の使用料単価では原価を回収できない事業にあっては、使用料単価を150円/m³に引き上げること。(総務省)

3 . まとめ

下水道事業は、多額の整備事業費を必要としますが、その経費のうち公費で負担すべき部分以外は下水道使用料で回収することになります。しかし、本市は使用料での回収率が低く、税金での補填に依存しています。

使用料回収率を上昇させるために考えられることは、コストを下げることと使用料収入を増やすことです。

まず、コストを下げるためには、建設費や維持管理費について効率的、計画的に取り組み、さらなる削減を図るよう努力することが必要です。

また、コストの抑制には水洗化を向上をさせる必要もあります。下水道が整備されていても水洗便所への切り替えができていないと、施設の利用効率が低下し、割高な状態が続くことになるからです。このため、本市では下水道未接続者の解消にも積極的に取り組んでいます。これは、使用料収入を増やすことにもつながっています。

しかし、それでもなお、汚水私費の原則のように使用料収入で管理費及び資本費をまかなうことができていないため、現在は一般会計からの繰入金（税金）で補填しています。ですから、今後は経費負担のあり方として、私費負担を必要経費に見合う額に近づけ、税金での補填を減らしていく必要があると考えています。

なお、本市は昭和61年の供用開始から一度も料金改定をおこなっておらず、消費税の転嫁もしていません。